

平成29年（2017年）第2回町田市議会 定例会 建設常任委員会

【件名】「町田市木造住宅耐震改修事業助成金交付要綱」の改正について

1. 改正の理由

木造住宅の建替えによる耐震化を促進するため、木造住宅耐震改修事業助成金の対象に除却工事を追加するものです。

なお、空家の解消を促進するため、空家の除却工事についても対象とします。

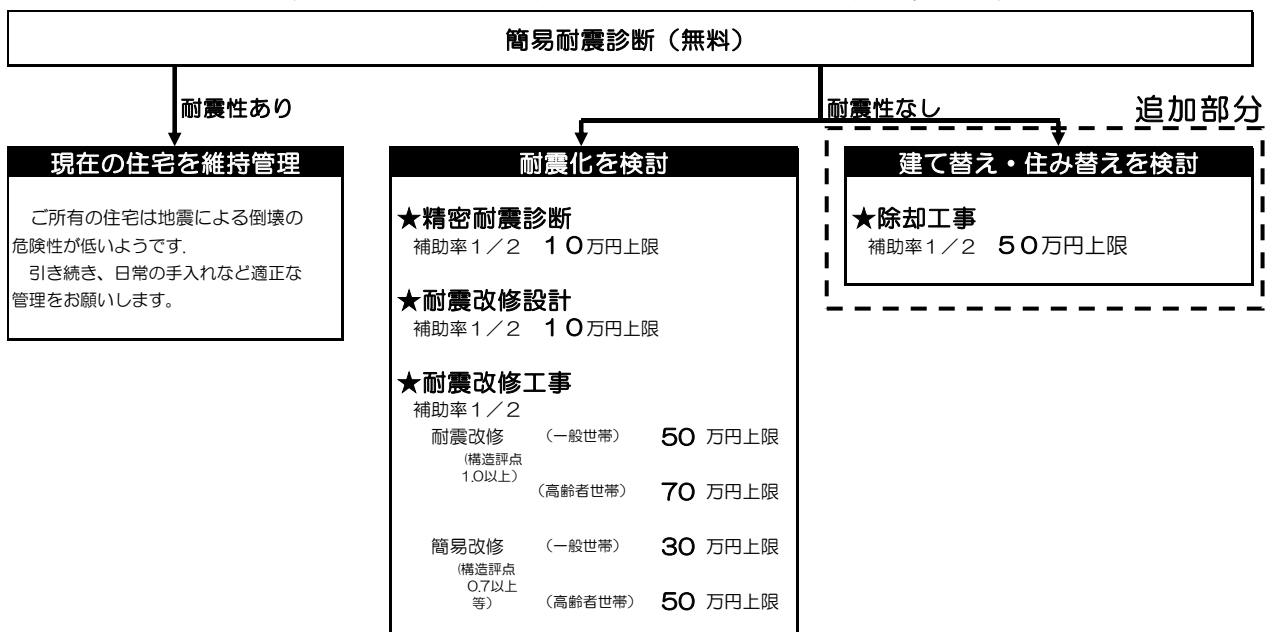
2. 主な改正内容

- ・ 除却工事の定義を追加
- ・ 助成対象事業に除却工事を追加
- ・ 除却工事を実施する場合の助成額を追加

改正項目	内容
除却工事の定義	木造住宅を取り壊し廃棄する工事をいう
助成対象事業に除却工事を追加	助成対象事業：耐震設計・簡易耐震設計、耐震改修工事・簡易耐震改修工事、 <u>除却工事</u>
除却工事の助成額	除却工事に要する経費の2分の1の額（50万円を限度）

3. 住宅耐震化に関する助成事業の概要

対象者の要件：市内にある1981年5月31日以前に着工された戸建ての木造住宅を、自らが所有している個人（賃貸用の住宅は除く）



4. 助成事業の例

解体費：150万円（税込）※	
助成金：50万円	自己負担：100万円
国費：17万円	一般財源：33万円

※算出モデル：2階建て 延べ面積 115 m²（市内の戸建て住宅（持家）の平均）

5. 適用時期

2017年7月1日(予定)